証券コード：9766

2007年６月８日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
（本社事務所）
東京都港区赤坂九丁目７番２号
コナミ株式会社
代表取締役社長　上月景正

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2007年６月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2007年６月27日（水曜日）午後６時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　　時　2007年６月28日（木曜日）午前10時

２．場　　　所　東京都品川区東品川四丁目10番１号
株式会社コナミスポーツ＆ライフ　「アリーナ」
（本冊子裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第35期（2006年４月１日から2007年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第35期（2006年４月１日から2007年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

４．招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.konami.co.jp）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、2007年６月27日（水曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

＜専　用　ダ　イ　ヤ　ル＞　０１２０－１８６－４１７（24時間受付）

＜住所変更等用紙の請求＞　０１２０－１７５－４１７（24時間受付）

＜そ　の　他　の　照　会＞　０１２０－１７６－４１７（平日9:00～17:00）

（提供書面）

事　業　報　告

〔自　2006年４月１日
至　2007年３月31日〕

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、企業の設備投資や雇用の継続的な改善を背景に、景気はなお好調を持続しております。これに伴い、企業収益の拡大が続き、個人消費回復の動きが続いております。世界的には、中国上海株式の急落、米景気の先行き不透明感や為替変動の影響を受け、一時的な景況感の下ぶれがありましたが、その影響は限定的で米国、欧州経済も総じて堅調に推移しております。

当社グループに関連する娯楽産業（エンタテインメント）におきましては、任天堂「Wii（ウィー）」、ソニー・コンピュータエンタテインメント「プレイステーション３」およびマイクロソフト「Xbox 360」と、各社の据置型次世代ゲーム機が出揃い、また、「ニンテンドーDS」や「プレイステーションポータブル（PSP）」といった携帯型ゲーム機が広く市場に受け入れられました。各ゲーム機に向けてそれぞれの持つ異なる特徴を活かしたコンテンツを提供すること、一般層にまで浸透しつつあるオンライン機能を利用したサービスの展開により、嗜好の多様化に対応したことで、年齢・性別を問わず幅広い層のユーザーが獲得され、家庭用ゲームの市場は活況を呈しました。

健康産業におきましては、2006年４月に改正介護保険法が施行され、６月には医療制度改革法が成立し、一層の高齢化社会を迎えるにあたり、介護予防への取り組みの重要性が明らかになりました。また、2008年度からの「特定健診・保健指導」における健康保険組合など医療保険者の実施方策について、国家レベルで生活習慣病対策が講じられ、予防重視の方向性が示されたことで、運動習慣の定着と食生活の改善を中心とした健康維持に対する取り組みが本格化してまいりました。今後は団塊の世代の退職に伴い、健康に対する需要と関心が高まり、更なる市場の拡大が予想されます。

このような状況のもと、デジタルエンタテインメント事業におきましては、家庭用ゲームソフト分野でサッカーゲームの販売が世界的に好調で、サッカーゲームシリーズの販売本数が過去最高となりました。また、全国のアミューズメント施設をネットワークで結ぶ“e－AMUSEMENT”サービスを利用した商品や大型マスメダル機「GRANDCROSS」の販売も順調に推移いたしました。

健康サービス事業におきましては、駅前など好立地への大型店出店をはじめ、施設のスクラップ＆ビルドを進めてきた成果により、直営施設の収益構造は大きく改善されました。

また、受託施設の増加により、安定した収益を確保いたしました。さらに、有料プログラムの見直し、各施設へのオリジナルIT健康管理システムの導入などを進め、会員の満足度向上につながるサービス提供を継続したことで収益の増加につながりました。
　ゲーミング＆システム事業におきましては、市場が拡大する北米での基盤強化・コンテンツの拡充に努めたことにより、売上が増加しております。また、「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」は着実に販売を伸ばしており、設置台数の増加に伴い、保守・サービスなどの定期収入が確保できるなど、収益構造の安定化が進みました。
　以上の結果、当連結会計年度の売上高は、2,802億７千９百万円（前連結会計年度比6.9％増）となり、営業利益は281億４千５百万円（前連結会計年度比1,034.4％増）、税引前当期利益は275億６千７百万円（前連結会計年度比226.7％増）、当期純利益は162億１千１百万円（前連結会計年度比29.5％減）となりました。

事業部門別の状況

（デジタルエンタテインメント事業）
　ゲームソフトでは、「ワールドサッカーウイニングイレブン」（欧州名「PRO EVOLUTION SOCCER」）シリーズが、引き続き国内外で高い支持を受け、シリーズ合計で過去最高の800万本を超える販売本数を記録いたしました。また、北米において音楽ゲームが好評を博しており、プレイステーション２、Xbox、Xbox360で展開した「Dance Dance Revolution」シリーズは、100万本を超える販売本数を達成いたしました。さらに、「遊戯王」、「実況パワフルプロ野球」などの定番コンテンツのシリーズ展開も安定的な売上となり、当連結会計年度より展開しております「きらりん☆レボリューション」シリーズ、「DEATH NOTE －デスノート－ キラゲーム」といったアニメコンテンツタイトル、オンライン機能による新たな遊びも好評を博した「METAL GEAR SOLID PORTABLE OPS」、従来の家庭用ゲームソフトの枠にとらわれないジャンルの「株式売買トレーナー　カブトレ！」など、好調な販売を記録いたしました。
　トイ＆ホビーでは、定番化した「遊戯王トレーディングカードゲーム」シリーズが、引き続き世界的に堅調に推移いたしました。また、「D.Gray－manトレーディングカードゲーム」シリーズが順調に売上を伸ばし、女性を中心に人気が定着しつつあります。フィギュア関連ではオンラインでの遊びの幅を広げた「武装神姫」の販売が堅調に推移いたしました。
　アミューズメントでは、全国のアミューズメント施設をネットワークで結ぶ“e－AMUSEMENT”サービスを利用した商品として、「麻雀格闘倶楽部」シリーズが引き続き好評を博しております。また、プロ野球選手カードを使用したビデオゲームシリーズ最新作「ベースボールヒーローズ２」、昨今の学習系ゲーム市場の拡大を受け、トレーニングすることにより脳の活性化を促す新機軸ゲーム「脳開発研究所クルクルラボ」を発売し順調

な売上を記録いたしました。また、音楽ゲームも引き続き根強い人気で堅調に推移いたしました。メダルゲームにおいては、超大型マスメダル機「GRANDCROSS」を発売し、好調な売上を記録いたしました。

オンラインでは、モバイルゲームにおいて、国内モバイルサイトの「コナミネットDX」において「ときめきメモリアルOnlyLove」や「クイズマジックアカデミーmobile２」などを、「ウイニングイレブンモバイル」サイトにてクラブチームの経営・選手の育成をして最強のクラブチームを目指すシミュレーションゲーム「ウイニングイレブン クラブマネジメント」など人気の高いゲームアプリを投入・配信し、堅調に推移しております。オンラインゲームにおいては、2007年１月より「遊戯王オンライン」にてアバターやチャット機能を実装した「遊戯王オンライン DUEL EVOLUTION」をリリースし、好評を博しております。

マルチメディアでは、人気の家庭用ゲームソフトに連動したゲーム攻略本、音楽CDなどを発売し堅調に推移いたしました。音楽映像分野では、オリジナルTVアニメが放映回を重ねる毎に順調にファン層を拡げ、DVDや関連音楽CDの販売を伸ばしてまいりました。出版分野では、人気キャラクターを活用した絵本シリーズや健康関連書籍など、新たなカテゴリーの開拓や拡充を進めてまいりました。

以上の結果、当事業の連結売上高は1,648億６千万円（前連結会計年度比0.3％減）となりました。

（健康サービス事業）

施設運営事業では、直営施設として、三ツ境（神奈川）、香里ヶ丘（大阪）、川崎（神奈川）など、移転を含む10施設を開設しました。特に、ラゾーナ川崎内に2006年10月にオープンしたコナミスポーツクラブ川崎（神奈川）は、約4,500㎡の大型施設として、IT健康管理システム「e－エグザス」や最新鋭マシンを完備し、お風呂、エステ、治療院、カフェテリアなどのリラクゼーション施設等充実したサービスを提供しております。受託施設では、一宮市（愛知）、大阪市（大阪）など37施設が加わり、コナミグループのノウハウや実績を公共施設の運営に活かし、地域社会の皆様の健康増進に積極的に取り組んでおります。この結果、2007年３月末現在の当社の運営施設は、直営施設と受託施設を合わせ全国312施設となりました。

健康商品事業では、2006年９月に、USB接続型多機能歩数計「e－walkeylife２」、TV接続型健康管理ツール「健身計画TV」、PC対応ソフト「健身計画２」を発売しました。2006年12月には、「コナミスポーツクラブオンライン」「ｉ－revoケンコウ」サイトを立ち上げ、ネットを活用した自社商品販売の拡大および健康習慣の定着に取り組んでおります。2007年１月より全国のコナミスポーツクラブおよびセブン－イレブンにて、衣服の内側に貼るだけで手軽にアロマ効果を得られるヘルスケア商品「アロマ＠フィットネス」の発売

を開始しました。
生活習慣病予防対策では、直営施設にて「６WEEKS」等のオリジナル予防プログラムに取り組み、日常生活を「運動」と「食事」の両面からサポートし、食生活の乱れや運動習慣のない中高年の方へ、ライフスタイルの改善を提案しております。
高齢者向け運動指導では、地方自治体と地域支援事業を推進しております。また、直営施設内にて「はつらつ健康塾」を開設いたしました。機器開発では、「まっすぐ背筋」など「介護予防機能付きトレーニングマシン」５機種を自社開発し販売を開始しました。
当社オリジナルIT健康管理システム「ｅ－エグザス」は、2006年10月に経済産業省主催の2006年「ネットKADEN大賞」にて優秀賞を受賞しました。「ｅ－エグザス」は、スポーツクラブ、外出先、家庭での様々な生活場面における運動履歴や健康増進のためのデータを継続的に管理することで、健康づくりのサポートをしております。
以上の結果、当事業の連結売上高は884億５千９百万円（前連結会計年度比8.9％増）となりました。

（ゲーミング＆システム事業）
ゲーミング＆システム事業におきましては、ペンシルベニア州やオクラホマ州をはじめとしたカジノ合法化地域拡大や既存市場拡大による需要伸長の市場環境下、北米市場において新プラットフォームビデオスロット機「K2V」シリーズの販売が順調に推移しております。
他方、市場需要の横ばい推移傾向が長期化する豪州市場におきましては、豪州国内および海外市場の新規開拓に努めております。
１月には、ロンドンで開催されたゲーミングショー「International Casino Exhibition（ICE）」に出展したほか、３月には、アリゾナ州フェニックスでの開催で北米の部族ゲーミングオペレーターが集う「NIGA Convention & Trade Show」において、既にアリゾナ州やカリフォルニア州にて販売好調なビデオスロット機や北米で主流のメカニカルリールスロット機の新製品などが注目を集めました。
また、北米市場において２年前に契約をしたケベック州立カジノへの「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」の設置がほぼ終了したほか、各州のカジノへの「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」の新規導入も順調に拡大し、業績に貢献いたしました。これらシステムからの保守サービスフィやプロフィットシェア形式によるマシン設置からの定期収入拡大に努め、経営の一層の安定化を図っております。
以上の結果、当事業の連結売上高は167億４千４百万円（前連結会計年度比57.6％増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額218億３千１百万円となりました。主な内容としましては、スポーツクラブ施設新規出店投資ならびに改装関連投資、および社内基幹システム構築関連投資等であります。

資金調達につきましては、手元現預金と営業活動からのキャッシュ・フロー、および一部金融機関からの借入金により、上記の設備投資をはじめとする資金需要に対応してまいりました。2006年11月には将来における資金需要に柔軟に対応できる手元流動性の確保を目的とした長期コミットメントライン（200億円）の設定を行いました。また、2006年９月に手元資金にてコナミ株式会社第４回普通社債（150億円）、2006年12月に株式会社コナミスポーツ＆ライフ第１回普通社債（50億円）を償還いたしました。今後は2007年９月に償還を迎えるコナミ株式会社第５回普通社債（150億円）ならびに2007年12月に償還を迎える株式会社コナミスポーツ＆ライフ第２回普通社債（50億円）の償還資金を確保すると共に、機動的な事業運営に対応出来るよう、引き続き充分な手元流動性と資金調達枠の確保に努めてまいります。

(3) 財産および損益の状況の推移

①　企業集団の財産および損益の状況の推移（米国基準）

	第 32 期 (2004年３月期)	第 33 期 (2005年３月期)	第 34 期 (2006年３月期)	第35期 (当連結会計年度) (2007年３月期)
売　　上　　高（百万円）	273,412	260,691	262,137	280,279
営　業　利　益（百万円）	40,713	28,136	2,481	28,145
当　期　純　利　益（百万円）	20,104	10,486	23,008	16,211
１株当たり当期純利益　（円）	166.86	87.41	175.86	118.15
総　　資　　産（百万円）	294,497	304,321	302,637	304,657
純　　資　　産（百万円）	102,129	105,857	163,815	174,662

（注）１．企業集団の財産および損益の状況の推移は、米国預託証券の発行等に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

２．第34期は、健康サービス事業に属する有形固定資産およびその他の無形固定資産について、米国の鑑定評価会社による評価を行い、帳簿価額が公正価額を超過すると認められたため、197億１千３百万円の減損処理を行いました。

② 当社の財産および損益の状況の推移（日本基準）

	第 32 期 (2004年３月期)	第 33 期 (2005年３月期)	第 34 期 (2006年３月期)	第35期 (当期) (2007年３月期)
営業収益（百万円）	146,654	134,117	122,591	7,196
経常利益（百万円）	16,910	13,447	19,291	1,278
当期純利益（百万円）	10,381	12,794	16,572	988
１株当たり当期純利益 （円）	83.71	105.33	124.75	7.16
総資産（百万円）	183,031	187,798	202,303	168,423
純資産（百万円）	108,016	111,423	153,339	139,179

（注）当社は、2006年３月31日付でデジタルエンタテインメント事業を会社分割し、純粋持株会社体制に移行しておりますので、第35期は純粋持株会社としての数値となっております。

(4) 対処すべき課題

市場環境の変化に対応する強固な組織の構築

当社グループが事業を展開しております「デジタルエンタテインメント事業」「健康サービス事業」「ゲーミング＆システム事業」におきましては、ネットワークの環境整備が進む中で、ユーザーの様々な情報が共有されるようになり、嗜好の多様化とともにコミュニティーの形成が進んでおります。

めまぐるしく変化する市場環境に適切に対応し、柔軟かつ機動的な事業体へと進化するため、当社グループは昨年３月より純粋持株会社体制に移行しグループの経営と各事業の業務執行を明確に分離しております。また、各事業におきましてユーザーの変化にいち早く対応できる体制構築、企業価値向上に努めてまいりました。今後、更なる業務の効率化を図るとともに、グループ内のコミュニケーションの促進によるグループの一体化を目指し、2007年４月に、これまで都内各所に分散していた事業所を東京ミッドタウンに集約いたしました。これによって、よりスピード感溢れるグループ経営を推進してまいります。

収益性の向上と成長分野への経営資源投入

デジタルエンタテインメント事業におきましては、ハードメーカーによる家庭用新型プラットフォームが出揃いましたが、各プラットフォームは、それぞれ特徴を持った新しい遊び方の提案を行っております。これによって、これまでゲームにあまり興味を示さなかったユーザーが増加し、ユーザー層の広がりを見せております。また、これまでのように一つの家庭用プラットフォームが全世界的にリードするという構図から、国または地域ごとにユーザー嗜好を捉えたソフトを供給できるプラットフォームが、他のプラット

フォームをリードする状況となってきております。さらに、家庭用、業務用、携帯電話、パソコン等の様々なプラットフォームにおいてオンライン環境が整い、ネットワークによる繋がりを重視した新しい遊び方を求めるユーザーが増加してきております。

当社グループでは、それぞれの国または地域のニーズにあった製品・サービスの供給を進めるべく、地域制作体制の強化を一層努めてまいります。コンテンツ発信におきまして中心的な役割を担っております株式会社コナミデジタルエンタテインメントの社内制作体制についても見直しを行いました。ネットワークインフラの強化、そして、コンテンツの価値を最大化し、地域毎のニーズに積極的に対応できるプロダクション制にシフトすることにより、変化に対応した成長維持を図ってまいります。

健康サービス事業においては、健康志向の高まりと団塊世代の退職による余暇時間の拡大を背景に、コナミスポーツクラブの出店および受託事業を加速してまいりました。また、高齢化社会の到来による介護予防の需要に応えるために、当社グループは、2006年５月に、健康および介護予防関連機器分野においてブランドを確立しているコンビウェルネス株式会社の全株式を取得いたしました。

今後更なる成長を図っていくために、スポーツクラブ、外出先、家庭での様々な生活場面における運動履歴や健康増進のためのデータを継続的に提供することで、健康づくりをサポートするオリジナルIT健康管理システムの強化やサプリメントの提供といった付加価値づくりにも積極的に取り組んでまいります。

ゲーミング＆システム事業がビジネス展開しておりますカジノ市場は、世界各国、地域で合法化が進み、年々その数は増加しております。これにより、スロットマシンの製造、販売、カジノマネジメントシステムのサービスを提供する当社グループにとって、ビジネスチャンスが継続的に拡大しております。今後は、他社との戦略的提携等も視野に入れ、業績拡大を図ってまいります。

当社グループは、既存のデジタルエンタテインメント事業、健康サービス事業、ゲーミング＆システム事業に加えて、中長期的に成長が見込まれる新たな分野も視野に入れながら、最適な経営資源の投入を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2007年３月31日現在）

当企業集団の主要な事業内容は次のとおりであります。

①	デジタルエンタテインメント事業	
	ゲームソフト	家庭用ゲームソフトの制作・製造・販売、家庭用ゲームソフトの買い付けおよび配給
	トイ＆ホビー	カードゲーム、電子玩具、男児向け玩具、玩具菓子、フィギュア、キャラクターグッズ等の企画・制作・製造・販売
	アミューズメント	ビデオゲームおよびメダルゲーム等のアミューズメント施設向けコンテンツおよび機器の制作・製造・販売
	オンライン	オンラインゲームの制作、オンラインゲームに関わるシステムの構築、オンラインサーバーの管理運営、携帯電話向けコンテンツの制作・配信
	マルチメディア	音楽・映像パッケージ商品の企画・制作・販売、書籍・雑誌の企画・制作・販売
②	健康サービス事業	スポーツクラブ施設運営、フィットネス機器および健康関連商品の制作・製造・販売
③	ゲーミング＆システム事業	カジノ施設向けゲーミング機器およびカジノ・マネジメント・システムの開発・製造・販売・サービス

(6) 企業集団の主要拠点等（2007年３月31日現在）

持株会社：

当社（東京都千代田区）

国内事業会社：

株式会社コナミデジタルエンタテインメント（東京都港区）
株式会社コナミスポーツ＆ライフ（東京都品川区）
株式会社ハドソン（東京都中央区）
株式会社インターネットレボリューション（東京都港区）
ＫＰＥ株式会社（神奈川県座間市）
コナミリアルエステート株式会社（東京都中央区）

海外事業会社：

Konami Digital Entertainment, Inc.（アメリカ）
Konami Gaming, Inc.（アメリカ）
Konami Australia Pty Ltd（オーストラリア）
Konami Digital Entertainment B.V.（オランダ）
Konami Digital Entertainment GmbH（ドイツ）
Konami Digital Entertainment Limited（香港）
Konami Software Shanghai, Inc.（中国上海市）

（注）１．所在地については、本社所在地を記載しております。
２．当社は、2007年４月９日付で、本社機能を東京都港区に移転いたしました。

(7) 使用人の状況（2007年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
デジタルエンタテインメント事業	2,731名	67名増
健康サービス事業	1,501名	48名減
ゲーミング＆システム事業	331名	11名増
その他の事業	276名	80名増
全社（共通）	342名	56名減
合計	5,181名	54名増

（注）１．使用人は、連結ベースの就業人員であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使　　用　　人　　数	前　期　末　比　増　減
21名	18名減

（注）使用人は、当社の就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況（2007年３月31日現在）

① 重要な子会社

名　称	資　本　金	出資比率 ％	主要な事業内容
株式会社コナミデジタルエンタテインメント	26,000百万円	100.0	オンラインゲーム、家庭用ゲームソフト、アミューズメント機器、玩具、カードゲーム、携帯電話向けコンテンツ、音楽・映像ソフト、書籍・雑誌等の企画、制作、製造および販売
株式会社コナミスポーツ＆ライフ	5,040百万円	100.0	スポーツクラブ施設の運営、健康関連商品およびサービスの企画、製造および販売
ＫＰＥ株式会社	100百万円	100.0	パチンコ機用液晶ユニット等の制作、製造および販売
コナミリアルエステート株式会社	10,000百万円	100.0	不動産の賃貸・管理
株式会社ハドソン	5,064百万円	53.9	モバイル、オンラインゲームコンテンツおよび家庭用ゲームソフトの制作・製造および販売
株式会社インターネットレボリューション	1,250百万円	70.0	インターネットポータルサイトの運営
Konami Corporation of America	35,500千米ドル	100.0	米州における持株会社
Konami Digital Entertainment, Inc.	21,500千米ドル	(100.0) 100.0	米州における家庭用ゲームソフトの制作および販売
Konami Gaming, Inc.	25,000千米ドル	(100.0) 100.0	米州におけるカジノ機器の制作、製造および販売
Konami Digital Entertainment B.V.	9,019千ユーロ	100.0	欧州におけるトイ＆ホビー商品およびアミューズメント機器の販売
Konami Digital Entertainment GmbH	5,113千ユーロ	(100.0) 100.0	欧州における家庭用ゲームソフトの販売
Konami Digital Entertainment Limited	19,500千香港ドル	100.0	アジアにおける製品の販売
Konami Software Shanghai, Inc.	2,000千米ドル	100.0	アジアにおける家庭用ゲームソフトの制作
Konami Australia Pty Ltd	3,000千豪ドル	100.0	豪州におけるカジノ機器の制作、製造および販売

（注）１．出資比率欄上段の（　）内表示は、間接所有比率で下段の内数となっております。
２．当社は、2006年５月31日付で、コンビウェルネス株式会社の発行済株式全てを取得し、同社を連結子会社といたしました。
３．当社は、2006年10月２日付で、株式会社メガサイバーの発行済株式全てを取得し、同社を連結子会社といたしました。

② 企業結合の状況

上記の重要な子会社14社を含む連結子会社は25社、持分法適用会社は１社であります。

なお、連結決算の概要は、「１．企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(9) 主要な借入先の状況（2007年３月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,735
株式会社みずほコーポレート銀行	245

２．会社の株式に関する事項

株式の状況（2007年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 450,000,000株

② 発行済株式の総数 143,555,786株

③ 株主数 52,718名

④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財団法人上月スポーツ・教育財団	14,330千株	10.44%
コウヅキホールディング　ビイヴイ	13,530	9.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,238	6.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,581	6.25
コウヅキキャピタル株式会社	7,036	5.13
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	4,963	3.62
株式会社三井住友銀行	4,135	3.01
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド	3,488	2.54
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	2,417	1.76
カリヨン　ディーエムエイ　オーティシー	2,312	1.68

（注）出資比率は自己株式（6,300千株）を控除して計算しています。

３．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権の状況

名　　　　　　　　　　称	第　１　回　新　株　予　約　権
保有人数 　当社取締役（社外役員を除く） 　当社社外取締役	 ４名 ２名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	340,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	１株につき3,640円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
有利な条件の内容	無償で発行

名　　　　　　　　　　称	2006年３月１日株式交換により その義務を承継した新株予約権
保有人数 　当社取締役（社外役員を除く）	 １名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,850株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	１株につき3,133円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
有利な条件の内容	無償で発行

４．会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2007年３月31日現在）

地　　　位	氏　　　名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役	上月景正	会長兼社長、ＣＥＯ
代表取締役	上月景彦	株式会社コナミスポーツ＆ライフ代表取締役会長
代表取締役	山口憲明	ＣＦＯ
取締役	東尾公彦	ＣＨＯ
取締役	多氣田　力	（元　株式会社アサツー ディ・ケイ代表取締役社長）
取締役	五代友和	株式会社マヤテック代表取締役会長
取締役	水野博之	広島県産業科学技術研究所所長 （元　松下電器産業株式会社副社長）
取締役	弦間　明	株式会社資生堂相談役 （元　株式会社資生堂代表取締役社長）
常勤監査役	大沼　昇	（元　株式会社三井住友銀行理事）
常勤監査役	山本哲郎	（元　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行理事）
監査役	長岡　實	財団法人資本市場研究会理事長 （元　東京証券取引所理事長）
監査役	今泉正隆	財団法人警察協会会長 （元　警視総監）

（注）１．取締役のうち五代友和、水野博之および弦間　明の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役のうち大沼　昇、山本哲郎、長岡　實および今泉正隆の４氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (3)	683百万円 (36)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (4)	58百万円 (58)
合　　　計	12名	742百万円

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人給与相当額は含まれておりません。
２．取締役の報酬等の額には、当事業年度の取締役賞与引当額240百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の役員等との兼任状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
取締役	五代友和	株式会社コナミスポーツ＆ライフ	社外取締役	当社の子会社
		株式会社マヤテック	代表取締役会長	重要な取引関係はありません
	水野博之	株式会社メガチップス	社外取締役	重要な取引関係はありません
	弦間　明	麒麟麦酒株式会社	社外取締役	重要な取引関係はありません
監査役	大沼　昇	株式会社 コナミデジタルエンタテインメント	社外監査役	当社の子会社
	山本哲郎	東燃ゼネラル石油株式会社	社外監査役	重要な取引関係はありません
	今泉正隆	株式会社学習研究社	社外監査役	重要な取引関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	五代友和	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
	水野博之	当事業年度開催の取締役会のうち８割に出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
	弦間　明	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	大沼　昇	当事業年度開催の取締役会、および監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
	山本哲郎	当事業年度開催の取締役会、および監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
	長岡　實	当事業年度開催の取締役会、および監査役会のうち９割に出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
	今泉正隆	当事業年度開催の取締役会の９割に、また監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および社外監査役との間では、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務についての報酬等の額 248百万円

②　当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 356百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当社は米国企業改革法（SOX）に係る監査も受けておりますが、これら全ての合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、Konami Corporation of America、Konami Digital Entertainment B.V.他６社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

６．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「株主を含むすべてのステークホルダーとの良好な関係の維持、ならびに良き企業市民としての社会貢献」を基本方針として掲げております。コンプライアンス体制に関しましては、その徹底強化を図るとともに、コンプライアンス委員会が中心となって、その維持・強化を推し進めてまいります。具体的には、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保してまいります。

当社は、米州・豪州等のゲーミングライセンスを保有する企業として、かねてより強固なコンプライアンス体制の構築を推進しております。またニューヨーク証券取引所に上場していることにより、米国企業改革法（SOX）の要請に基づく内部統制システムの構築についても、既にその実績を積み上げております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化を通じて、これを適切に保存・管理する体制を構築いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻くさまざまなリスクを把握・管理するため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント委員会が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行ってまいります。また、非常時対応についても、別途整備した危機管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会が中心となって速やかに対応を行う体制とします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容および職務権限を明確にするため、職務分掌および職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役職員行動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げております。これらはホームページや情報システムを通じて全職員に徹底しておりますが、その運用については、コンプライアンス委員会が中心となって、体制強化に努めます。

⑥ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

純粋持株会社である当社は、グループ各社の適正且つ調和の取れた業務運営の確保の

ため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めてまいります。情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図ります。監査役会による監査体制も、純粋持株会社を中心としたグループ監査体制を構築しておりますが、更なる強化に努めます。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

　監査役会は、職務執行の補助人が必要と判断した場合は、業務審査室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者に対し、職務執行の補助を委嘱することが出来るものとします。また、業務審査室は、内部統制監査実施にあたり、必要に応じて監査役会と協議するとともに、監査結果を監査役会にも報告することとします。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

　監査役会は、職務の執行の補助を委嘱した者について、その選任等に関して意見を述べることができるものとします。また、補助を委嘱された業務審査室構成員は、補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

　取締役および使用人から監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　監査役会は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことが出来るものとします。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

　当社は、安定した高配当と企業価値の向上が、株主の皆様への重要な利益還元と考えております。内部留保につきましては、今後も会社の継続的な成長力と競争力の強化を図るため、将来性の高い分野に対する投資に活用していく考えでおります。

　当連結会計年度につきましては、2006年11月30日に中間配当として１株当たり27円を実施しており、期末配当27円と合計で１株当たり54円の利益配当を予定しております。

連結貸借対照表

（2007年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産		**流動負債**	
現金及び現金同等物	57,333	１年以内返済予定の長期借入債務及びキャピタル・リース債務	23,073
受取手形及び売掛金（貸倒引当金控除後）－2007年３月31日現在の貸倒引当金は540百万円	29,729	支払手形及び買掛金	24,002
		未払税金	1,740
棚卸資産	24,236	未払費用	19,179
繰延税金資産	14,877	前受収益	5,661
前払費用及びその他の流動資産	12,086	その他の流動負債	8,811
流動資産合計	138,261	流動負債合計	82,466
有形固定資産	**53,294**	**固定負債**	
投資及びその他の資産		長期借入債務及びキャピタル・リース債務（１年以内返済予定分を除く）	24,248
市場性のある有価証券	701	退職給付引当金	2,708
関連会社に対する投資	6,213	繰延税金負債	12,207
識別可能な無形固定資産	38,585	その他の固定負債	5,669
営業権	22,738	固定負債合計	44,832
差入保証金	24,906	負債合計	127,298
その他の資産	17,366	**（少数株主持分）**	
繰延税金資産	2,593	少数株主持分	2,697
投資及びその他の資産合計	113,102	**（契約債務及び偶発債務）**	
		契約債務及び偶発債務	—
		（資本の部）	
		資本金	**47,399**
		資本剰余金	**77,213**
		利益準備金	**284**
		利益剰余金	**62,560**
		その他の包括利益累計額	**5,617**
			193,073
		自己株式	**△18,411**
		資本合計	174,662
資産合計	**304,657**	**負債、少数株主持分及び資本合計**	**304,657**

連結損益計算書

〔自　2006年４月１日〕
〔至　2007年３月31日〕

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		
売上高		280,279
営業費用		
売上原価	193,506	
販売費及び一般管理費	58,628	252,134
営業利益		**28,145**
その他の収益（費用）		
受取利息	821	
支払利息	△　985	
その他―純額	△　414	△　578
税引前当期利益		**27,567**
法人税等		10,919
少数株主利益及び持分法投資利益調整前当期利益		16,648
少数株主利益		575
持分法投資利益―純額		138
当期純利益		**16,211**

連結資本勘定計算書

〔自　2006年４月１日〕
〔至　2007年３月31日〕

（単位：百万円）

科目	金額
資本金	
期首残高	47,399
期末残高	47,399
資本剰余金	
期首残高	77,110
自己株式の処分による減少	△ 125
株式に基づく報酬	228
期末残高	77,213
利益準備金	
期首残高	284
期末残高	284
利益剰余金	
期首残高	53,756
当期純利益	16,211
配当金	
１株当たり 54.0 円	△ 7,407
期末残高	62,560
その他の包括利益累計額	
期首残高	3,957
為替換算調整額	1,267
売却可能な有価証券の未実現評価損益－純額	27
最小年金債務調整額	16
年金債務調整額	350
期末残高	5,617
自己株式	
期首残高	△ 18,691
自己株式の取得	△ 93
新株予約権の行使による減少	373
期末残高	△ 18,411
資本合計	174,662

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

連結の範囲に関する事項

１．連結子会社の数　　25社

２．主要な連結子会社の名称

株式会社コナミデジタルエンタテインメント、株式会社コナミスポーツ＆ライフ、ＫＰＥ株式会社、コナミリアルエステート株式会社、株式会社ハドソン、株式会社インターネットレボリューション、Konami Corporation of America、Konami Digital Entertainment, Inc.、Konami Gaming, Inc.、Konami Digital Entertainment B.V.、Konami Digital Entertainment GmbH、Konami Digital Entertainment Limited、Konami Software Shanghai, Inc.、Konami Australia Pty Ltd

持分法の適用に関する事項

１．持分法適用会社の数　　１社

２．持分法適用会社の名称　リゾートソリューション株式会社

重要な会計方針

１．連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第148条第１項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

２．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

売買目的の有価証券及び売却可能な有価証券のうち、公正価額が容易に確定できるものは、公正価額で計上しております。償還期限まで保有する有価証券は、プレミアム及びディスカウントの償却調整後の償却原価で計上しております。売却可能な有価証券の売却により実現する損益は、平均原価法に基づいて算出しております。

(2) 棚卸資産

棚卸資産のうち、再販用の商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、低価法により評価されております。原価の算定においては、商品については先入先出法、ソフトウエア製品については個別法、その他については平均法を適用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

有　形　固　定　資　産……主に定率法を採用しております。

社内利用目的のソフトウエア……定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

財務会計基準書（Statements of the Financial Accounting Standards、以下「SFAS」）第87号「雇用主の年金会計」及びSFAS第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する雇用主の会計処理」に基づいて会計処理しております。制度の一部は、複数事業主による確定給付型制度として、各期間における要拠出額に基づいた純年金費用の認識を要求されております。

５．営業権及び識別可能な無形固定資産

営業権は、被買収会社の取得価額と被買収会社の純資産の見積公正価額との差額を表しております。識別可能な無形固定資産とは、商標、会員リスト、ゲーミング・ライセンス、既存の技術、顧客との関係及びフランチャイズ契約等に関連する無形固定資産を示しており、子会社の取得に伴って取得したものであります。営業権及び耐用年数が確定できない識別可能な無形固定資産については、SFAS第142号「営業権及びその他の無形固定資産」の要件にしたがい、少なくとも年１回の公正価額に基づいた減損の判定を行う必要があり、毎連結会計年度末に減損テストを行っております。耐用年数が確定できる識別可能な無形固定資産については、２年から15年の見積耐用年数で償却を行っております。

６．長期性資産の減損または処分

SFAS第144号「長期性資産の減損または処分に関する会計処理」に基づいて、長期性資産の帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合、その資産について減損に関する検討を行っております。帳簿価額が当該資産に係る割引前の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、認識すべき減損額はその資産の帳簿価額のうち見積公正価額を上回る部分となります。処分予定の資産は、帳簿価額と公正価額から売却に係る費用を差し引いた額のうち、いずれか低い方の額で評価されます。

７．株式を基礎とした報酬

株式を基礎とした報酬について、SFAS第123号（改訂版）「株式を基礎とした報酬の会計処理」に基づいて会計処理しております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

９．記載金額について

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

重要な会計方針の変更

１．株式を基礎とした報酬

従来、役員及び従業員に対する株式を基礎とした報酬制度について、会計原則審議会意見書（Opinions of the Accounting Principles Board、以下「APB」）第25号「従業員に発行した株式の会計処理」に基づいて会計処理をしておりましたが、当連結会計年度より、SFAS第123号（改訂版）「株式を基礎とした報酬の会計処理」を適用しております。SFAS第123号（改訂版）は、株式を基礎とした報酬を公正価額で測定することを要求しております。なお、この変更により当期純利益が214百万円減少しております。

２．退職給付引当金

当連結会計年度より、SFAS第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する雇用主の会計処理」を適用しております。これにより年金制度の積立状況（退職給付債務と年金資産の公正価値の差額）を連結貸借対照表で認識しており、対応する調整をその他の包括利益（損失）累計額に計上しております。この調整は、これまで未認識であった年金数理上の純損益及び過去勤務債務についてであり、従来、SFAS第87号「雇用主の年金会計」に従い、連結貸借対照表上、積立状況と相殺しておりました。なお、この変更による損益への影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　66,142百万円

２．その他の包括利益累計額

当連結会計年度末におけるその他の包括利益累計額の内訳は以下のとおりであります。

為替換算調整額	5,174百万円
売却可能な有価証券の未実現評価損益－純額	93百万円
年金債務調整額	350百万円
その他の包括利益累計額	5,617百万円

（連結資本勘定計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　143,555,786株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2006年６月29日 定時株主総会	普　通　株　式	3,785	27.00	2006年３月31日	2006年６月30日
2006年11月７日 取　締　役　会	普　通　株　式	3,704	27.00	2006年９月30日	2006年11月30日
計		7,490			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2007年５月22日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議する予定であります。

①　配当金の総額　3,705百万円

②　１株当たり配当額　27.00円

③　基準日　2007年３月31日

④　効力発生日　2007年６月11日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

３．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,855,858株

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　1,272円54銭

１株当たり当期純利益　118円15銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益　118円09銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（2007年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**（168,423）**	**（負債の部）**	**（29,243）**
流動資産	**47,770**	**流動負債**	**26,143**
現金及び預金	33,319	短期借入金	6,769
営業未収入金	5,666	１年以内に償還予定の社債	15,000
前払費用	448	１年以内に返済予定の長期借入金	592
繰延税金資産	337	未払金	2,518
短期貸付金	5,618	未払費用	330
未収入金	650	未払法人税等	71
その他	1,742	預り金	21
貸倒引当金	△　13	役員賞与引当金	240
固定資産	**120,652**	その他	599
有形固定資産	**289**	**固定負債**	**3,100**
建物付属設備	9	長期借入金	1,738
車両運搬具	14	繰延税金負債	29
工具器具備品	264	役員退職慰労引当金	1,332
無形固定資産	**8**	**（純資産の部）**	**（139,179）**
ソフトウェア	3	**株主資本**	**139,088**
商標権	4	**資本金**	**47,398**
その他	0	**資本剰余金**	**43,443**
投資その他の資産	**120,355**	資本準備金	36,893
投資有価証券	1,114	その他資本剰余金	6,549
関係会社株式	116,695	**利益剰余金**	**65,825**
長期貸付金	1,670	利益準備金	283
長期前払費用	18	その他利益剰余金	65,541
差入保証金	852	別途積立金	52,094
その他	13	繰越利益剰余金	13,446
貸倒引当金	△　9	**自己株式**	**△ 17,579**
		評価・換算差額等	**91**
		その他有価証券評価差額金	**91**
合計	**168,423**	**合計**	**168,423**

損　益　計　算　書

自　2006年４月１日
至　2007年３月31日

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
経営管理料収入	5,418	
受取配当金収入	1,778	7,196
営業費用		
販売費及び一般管理費		5,757
営業利益		**1,439**
営業外収益		
受取利息	207	
その他	21	229
営業外費用		
支払利息	73	
社債利息	224	
その他	92	391
経常利益		**1,278**
特別損失		
投資有価証券評価損	78	78
税引前当期純利益		**1,199**
法人税、住民税及び事業税		△　898
法人税等調整額		1,109
当期純利益		**988**

株主資本等変動計算書

〔自　2006年４月１日〕
〔至　2007年３月31日〕

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2006年3月31日残高	47,398	36,893	6,674	43,568	283	34,094	38,168	72,546	△10,238	153,275
当期変動額										
剰余金の配当							△ 7,490	△ 7,490		△ 7,490
役員賞与							△ 220	△ 220		△ 220
別途積立金の積立						18,000	△18,000	―		―
当期純利益							988	988		988
自己株式の取得									△ 7,732	△ 7,732
自己株式の処分			△ 124	△ 124					392	267
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	―	―	△ 124	△ 124	―	18,000	△24,721	△ 6,721	△ 7,340	△ 14,187
2007年3月31日残高	47,398	36,893	6,549	43,443	283	52,094	13,446	65,825	△17,579	139,088

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2006年3月31日残高	64	64	153,339
当期変動額			
剰余金の配当			△ 7,490
役員賞与			△ 220
別途積立金の積立			―
当期純利益			988
自己株式の取得			△ 7,732
自己株式の処分			267
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27	27	27
当期変動額合計	27	27	△ 14,160
2007年3月31日残高	91	91	139,179

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券　時価のあるもの……期末決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

その他有価証券　時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、13年による按分額を費用に戻し入れ処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することにしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払に充てるため、内規による期末要支給額を計上しております。

4．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

６．記載金額について
　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針の変更

１．役員賞与に関する会計基準
　当期より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号　2005年11月29日）を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ240百万円減少しております。

２．貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
　当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　2005年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　2005年12月９日）を適用しております。
　従来の資本の部の合計に相当する金額は139,179百万円であります。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	11,659百万円
短期金銭債務	9,161百万円
長期金銭債権	2,468百万円
長期金銭債務	350百万円
２．有形固定資産の減価償却累計額	202百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
営業収益	7,186百万円
販売費及び一般管理費	1,092百万円
営業取引以外の取引高	7,873百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当期末における自己株式の種類及び株式数

	前期末株式数（千株）	当期増加株式数（千株）	当期減少株式数（千株）	当期末株式数（千株）
普通株式	3,354	3,085	139	6,300
合計	3,354	3,085	139	6,300

（変動事由の概要）

増加株式数の主な内訳は、次のとおりであります。

当社子会社の保有する自己株式の取得による増加　3,048千株

単元未満株式の買取りによる増加　37千株

減少株式数の主な内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの権利行使による減少　133千株

単元未満株式の買増しによる減少　6千株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	542百万円
未払費用等	320百万円
その他	150百万円
繰延税金資産　小計	1,012百万円
評価性引当額	△　619百万円
繰延税金資産　合計	392百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△　84百万円
繰延税金負債　合計	△　84百万円
繰延税金資産の純額	308百万円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社コナミデジタルエンタテインメント	直接 100.0%	役員の兼任	経営管理料の受取	2,948	営業未収入金	3,096
				業務委託費の支払	1,009	未払金	1,059
				資金の貸付及び借入	286	短期借入金	286
				受取利息	29		
				支払利息	19		
	株式会社コナミスポーツ＆ライフ	直接 100.0%	役員の兼任	経営管理料の受取	1,802	営業未収入金	1,892
				自己株式の取得	7,621	－	－
	コナミマニュファクチャリング＆サービス株式会社	直接 100.0%	－	資金の借入	6,068	短期借入金	6,068
				支払利息	14		
	ＫＰＥ株式会社	直接 100.0%	－	資金の貸付	2,508	短期貸付金	2,508
				受取利息	26		
	コナミリアルエステート株式会社	直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付	2,244	短期貸付金	574
				受取利息	21	長期貸付金	1,670
	Konami Corporation of America	直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付	2,183	短期貸付金	2,183
				受取利息	121		

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等

１．経営管理料の受取については、純粋持株会社である当社の運営費用等を検討して交渉の上決定しております。

２．業務委託費の支払については、総原価等を勘案して、都度交渉の上決定しております。

３．資金の貸付・借入については、当社がコナミグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムによるものを含んでおり、期末残高を記載しております。なお、利率については、市場金利等を参考に決定しております。

４．自己株式の取得については、取引直近日の東京証券取引所の終値により決定しております。

５．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,014円02銭
１株当たり当期純利益	７円16銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当社は、2006年３月31日に、デジタルエンタテインメント事業を新たに設立した株式会社コナミデジタルエンタテインメントに承継させる会社分割を行い、純粋持株会社へ移行しました。これに伴い、当社の事業活動は関係会社からの経営管理料収入及び受取配当金収入が中心となったため、これらを「営業収益」として表示することとしております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年５月21日

コナミ株式会社
取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　福田秀敏　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　田名部雅文　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、コナミ株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結資本勘定計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第148条第１項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　重要な会計方針１．参照）に準拠して、コナミ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年５月21日

コ ナ ミ 株 式 会 社
取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　福　田　秀　敏　㊞
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　田名部　雅　文　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、コナミ株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告

当監査役会は、2006年４月１日から2007年３月31日までの第35期事業年度の事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、連結計算書類、並びにその他の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、当期の監査方針、監査計画、各監査役の業務分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議に関してその内容を確認し、同決議に基づく体制の整備状況を検証しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社からの事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査については、会計監査人より監査報告を受けるとともに、その職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関して、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、連結計算書類、並びにその他の取締役の職務の執行について検討しました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2007年５月21日

コナミ株式会社　監査役会

常勤監査役　大沼　昇　㊞

常勤監査役　山本哲郎　㊞

監査役　長岡　實　㊞

監査役　今泉正隆　㊞

（注）監査役４名は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

コナミグループの更なる業務の効率化、コミュニケーションの促進によるグループの一体化を目指し、これまで都内各所に分散していた本社機能、ならびにグループ会社の各事業所を本年４月より東京ミッドタウンに集約いたしました。これに伴い、定款第３条の本店所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しています）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
1	上月景正 (1940年11月12日生)	1969年３月　コナミ工業（個人経営）創業 1973年３月　コナミ工業株式会社(現コナミ株式会社)設立（資本金100万円） 1987年６月　当社代表取締役会長 1994年６月　当社代表取締役会長兼社長ＣＥＯ(現任)	103,227株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
2	上月景彦 （1944年３月７日生）	1983年12月　当社入社、生産管理部長 1984年５月　当社取締役 1990年８月　当社常務取締役 1991年５月　当社専務取締役 1997年６月　当社取締役副会長 1998年３月　当社代表取締役副会長 2006年９月　当社代表取締役（現任） ＜他の法人等の代表状況＞ ・株式会社コナミスポーツ＆ライフ代表取締役会長	117,434株
3	山口憲明 （1944年１月26日生）	1994年６月　当社入社、顧問 1994年６月　当社常務取締役国際本部長 1995年７月　当社常務取締役管理本部長 1996年２月　当社常務取締役財務本部長 2000年６月　当社取締役執行役員専務財務本部長 2001年６月　当社代表取締役執行役員専務財務本部長 2003年１月　当社代表取締役執行役員副社長ＣＦＯ 2006年３月　当社代表取締役ＣＦＯ 2007年４月　当社代表取締役副社長ＣＦＯ（現任）	52,843株
4	東尾公彦 （1959年９月24日生）	1997年12月　当社入社 2000年１月　当社執行役員関西地区代表 2003年５月　当社執行役員人事本部長 2005年６月　当社取締役人事本部長 2006年３月　当社取締役ＣＨＯ 2007年４月　当社取締役ＣＡＯ（現任）	22,453株
5	五代友和 （1939年10月６日生）	1992年５月　当社取締役（現任） ＜他の法人等の代表状況＞ ・株式会社マヤテック代表取締役会長	8,368株
6	水野博之 （1929年４月20日生）	1990年６月　松下電器産業株式会社副社長 1994年８月　スタンフォード大学顧問教授 2001年６月　当社取締役（現任） ＜他の法人等の代表状況＞ ・広島県産業科学技術研究所所長	9,579株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
7	弦　間　　明 （1934年８月１日生）	1997年６月　株式会社資生堂代表取締役社長 2001年６月　同社代表取締役執行役員会長 2003年６月　同社相談役（現任） 2004年６月　当社取締役（現任）	7,300株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 五代友和、水野博之および弦間　明の３氏は、社外取締役候補者であります。

(2) 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会の終結の時まで）

五代友和氏　　15年
水野博之氏　　６年
弦間　明氏　　３年

(3) 社外取締役とした理由

社外取締役候補者各氏は、いずれも事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。

(4) 責任限定契約の概要

当社と五代友和、水野博之および弦間　明の３氏との間では、それぞれ、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役山本哲郎、長岡　實、今泉正隆の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきまして監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
1	大　堀　太千男 （1933年３月３日生）	1983年８月　神奈川県警察本部長 1985年８月　警察庁警務局長 1988年１月　警視総監 2001年１月　財団法人交通事故総合分析センター理事長（現任）	0株
2	水　野　勝 （1932年９月４日生）	1984年６月　東京国税局長 1985年６月　主税局長 1988年12月　国税庁長官 1994年６月　日本たばこ産業株式会社代表取締役社長 2000年６月　同社代表取締役会長 2005年６月　同社顧問（現任）	0株
3	雀　部　昌　吾 （1929年７月３日生）	1988年６月　バンドー化学株式会社代表取締役社長 1998年６月　同社代表取締役会長 2006年６月　同社相談役（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
　　　２．社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
　　　　(1) 大堀太千男、水野　勝および雀部昌吾の３氏は社外監査役候補者であります。
　　　　(2) 社外監査役とした理由
　　　　　大堀太千男、水野　勝および雀部昌吾の３氏は、いずれも豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役に相応しいと判断して社外監査役候補者といたしました。
　　　　(3) 責任限定契約の概要
　　　　　当社と大堀太千男、水野　勝および雀部昌吾の３氏との間では、本議案が原案どおり承認可決された場合には、それぞれ、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

第４号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社では、取締役については1999年10月開催の取締役会において、また監査役については2003年６月開催の監査役会においてそれぞれの退職慰労金制度の廃止を決議し、取締役については2000年６月以降、監査役については2003年６月以降、退職慰労金支給のための新たな積立を行っておりません。

同制度の廃止に伴い、同制度廃止以前に取締役ないし監査役に就任した以下の取締役４氏ならびに監査役４氏に対し、支給対象となる在任期間中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、既に引き当て済みの金額を上限として退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、支給の時期は取締役および監査役のそれぞれの退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金贈呈の対象となる取締役および監査役の各氏の経歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
上月景正	1969年３月　コナミ工業（個人経営）創業 1973年３月　コナミ工業株式会社（現コナミ株式会社）設立 1994年６月　当社代表取締役会長兼社長ＣＥＯ（現任）
上月景彦	1984年５月　当社取締役 2006年９月　当社代表取締役（現任）
山口憲明	1994年６月　当社常務取締役国際本部長 2007年４月　当社代表取締役副社長ＣＦＯ（現任）
五代友和	1992年５月　当社取締役（現任）
大沼昇	1999年６月　当社常勤監査役（現任）
山本哲郎	2000年６月　当社常勤監査役（現任）
長岡實	2000年６月　当社監査役（現任）
今泉正隆	2000年６月　当社監査役（現任）

第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することについて、その重要性に鑑み、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの内容は以下のとおりです。

なお、証券取引法（昭和23年４月13日法律第25号。その後の改正を含む。）の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正（金融商品取引法への改正を含む。）がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。

１．基本方針の策定および本プラン導入の背景

(1) 当社の事業特性（企業価値の源泉）

当社グループは、企業理念として、「世界中の人々への『価値ある時間』の創造と提供を通して、常に期待される企業集団を目指す」ことを掲げ、「株主重視」、および「株主を含むステークホルダーとの良好な関係の維持、ならびに良き市民としての社会貢献」を経営方針としております。『価値ある時間』の創造と提供を通して、世界中の人々に夢と感動をお届けしたいという、今日の礎を築いた私たちの思いはいつの時代にも流されることのない不変の企業理念です。

当社グループが事業を展開しております「デジタルエンタテインメント事業」「健康サービス事業」「ゲーミング＆システム事業」におきましては、ネットワーク環境整備が進む中で、ユーザーの様々な情報が共有されるようになり、嗜好の多様化とともにコミュニティーの形成がグローバルに進んでおります。

我々は自ら作り出す製品・サービスを「娯楽」「健康」の領域で最大化すべく、2006年３月31日に持株会社体制に移行し、経営と執行を明確に分離し、各事業におきましてユーザー変化にいち早く対応できる体制構築、企業価値向上に努めてまいりました。今後、更なる業務の効率化を図るとともに、グループ内のコミュニケーションの促進によるグループの一体化を目指し、2007年４月に、これまで都内各所に分散していた事業所を東京ミッドタウンに集約いたしました。

当社グループでは、「国際基準」「公正な競争」「高収益の追及」を経営の具体的な指針として、グループ経営資源の最適活用をより一層目指し、これらの企業価値の源泉を継続的・安定的に成長・拡大していくことにより、企業価値・株主共同の利益の確保、向上に努めてまいります。

(2) 基本方針

当社は、公開会社として当社株式の売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定するべきものと考えます。一方で、当社は、前記(1)で述べた、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営および蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

この点、当社は、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようＩＲ活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、株主の皆様が適切に大規模な買付行為に応じるか否かの判断を行うためには、当社取締役会からの情報提供に加え、かかる大規模な買付行為者から十分な情報を提供いただき、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会がこれに対する評価・意見等を提供することにより、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報および時間が確保されることが極めて重要になるものと考えております。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。こうした観点から、当社は、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のために、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、後記３．(4)をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間を経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、例外的に当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうおそれが存する場合には、かかる大規模買付者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において相当な措置を講じることにより、当社の企業価

値および株主共同の利益の確保・向上をはかることが必要であると考えております。

当社は、以上に述べました事項をもって、基本方針とすることを決定いたしました。

なお、現時点においては、特定の第三者から、大規模買付行為を行う旨の通知、打診、提案等は受けておりません。

2．企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

(1) 持株会社体制への移行

当社グループではここ数年さまざまな改革を進め、ゲームソフト制作子会社や販売子会社との合併によるデジタルエンタテインメント事業の再編を行い、健康意識の高まりに対する健康サービス事業の再編などにより、10年先を見据えた独自の経営戦略を展開するための体制整備に努めてきました。そして、その総仕上げとなるグループ再編として、当社および当社グループは、2006年３月31日に持株会社体制に移行し、「デジタルエンタテインメント事業」「健康サービス事業」「ゲーミング＆システム事業」の３つの事業を柱とした持株会社体制のもと、新たな経営をスタートしました。持株会社体制を選択した理由は、めまぐるしく変化する市場環境に対応するために、当社グループも柔軟かつ機動的な事業体へと進化する必要があると判断したためです。会計基準の国際標準化が本格的な連結経営への移行を要求する一方、ブロードバンドの普及やデジタル技術・通信技術の革新などに伴い、ユビキタス情報社会はエンタテインメント業界にも深く浸透してきました。また、高齢化の進展や医療・福祉制度改革などを背景に、人々が自らの健康を維持・管理することへの関心はますます高まっています。今後、持株会社がグループ全体の経営戦略の策定、各事業会社における業務執行状況のチェックなどの機能を担う一方、事業会社は会社の事業領域の中でタイムリーな意思決定を行うことにより、時代の変化を先取りする経営を実践します。そして、持株会社体制のメリットである「経営の透明性のさらなる向上」「機動的な経営体制の構築」「徹底した収益責任体制の構築」を最大限に実現し、グループ企業価値および株主価値の向上とともに当社グループに課せられた社会的責任を果たしたいと考えています。

当社は、以上の取組みにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図って参ります。

(2) 中期計画の策定

当社は、2009年３月期の中期計画として、連結売上高3,300億円、連結営業利益450億円、連結当期純利益260億円を掲げております。この中期計画を達成するため、デジタルエンタテインメント事業では、常に新しい魅力あるコンテンツの創造を目指すと同時に、ユーザーに支持されるコンテンツの多面展開を積極的に推進し、利益の最大化を図ります。健康サービスは、費用の前倒し償却などを行ったことで改善した収益体制を元に、より効率的な施設運営を行うことに加え、フィットネスマシンや介護予防関連機器、サプリメントなどの健康関連商品の販売や高齢者向け事業、健康増進事業などの新規事業に注力いたします。ゲーミング＆システム事業では、世界的に拡大する市場にゲーミング機器を展開すると同時に、カジノマネジメントシステムやプロフィットシェア形式の販売による定期収入源の確保で安定した収益基盤を築いた上で事業展開いたします。以上のように、それぞれに成長性のある３つの事業を強力に推進することで、中期計画を達成できるものと確信しております。

以上の中期計画に基づく取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記１．(2)の基本方針に沿うものと考えます。

(3) コーポレートガバナンスの強化

当社では、「株主重視」および「株主を含むステークホルダーとの良好な関係の維持、ならびに良き市民としての社会貢献」を経営の基本方針としています。これを維持・発展させていくためにコーポレートガバナンス体制の強化は不可欠であると認識し、常にその時々で最も厳しい基準に準拠した体制整備に取り組んでいます。ここ数年、コーポレートガバナンスに係る法制度は急速に変化していますが、当社では2002年に厳格な上場基準を採用するニューヨーク証券取引所へ上場し、監査制度やコーポレートガバナンス、ディスクロージャーなどの規制強化を目的に制定された米国企業改革法（SOX法）に対応する体制を整備しました。その後、SOX法に伴う形で日本国内において実施される日本版SOX法に対応する準備も着々と進めています。また、こうした体制整備においては、実効性を伴った機能する仕組みづくりと、社員一人ひとりの高い倫理観の醸成による、不正が生まれない組織風土の育成を最も重視しています。

このような取組みは、当社の企業価値を高めるものであり、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものと

して、前記１．(2)の基本方針に沿うものと考えます。

３．本対応方針導入の目的

(1) 本プラン導入の必要性および目的

当社は前記２．で述べましたとおり、持株会社体制の下での中長期的経営戦略に基づき、当社の企業価値向上および株主共同の利益確保のための取組みを一層推進してまいる所存ですが、近時、株式持合い構造の解消、新しい法制度の整備や企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、前記１．(2)「基本方針」のとおり、当社は、株式公開企業であり、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かは、最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、当社は、今後も継続的に企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保するには、当社グループの各事業がシナジーを創出し、グループ全体のブランドを高めていくことが重要であり、また、当社グループが長年培ってきた「娯楽」「健康」に関する専門知識・技術・ノウハウをはじめとする当社の企業価値の把握は、当社の事業特性に対する理解なくしては困難と考えます。

そこで、前記１．(2)で述べましたとおり、当社は、大規模な買付行為を行う者は、株主の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、当該行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきである、と考えております。

一方、2007年３月31日現在において、当社の発行済株式（自己株式を除く）の約25％は、当社役員が関与する財団および法人により保有されております。しかしながら、当社は株式公開会社であることから、当該財団及び法人の意思決定により、将来、当社株式が譲渡される可能性は否定できません。また、当社グループが今後成長していく過程で、資本市場からの資金調達を行う可能性もあり、その場合には、上記株主の持株比率が希釈化されることになります。

これらの事由にかんがみると、当社の発行する株式の流動性はさらに増し、その結果、株主の皆様、顧客、取引先、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値を毀損し、ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。

このような判断のもと、当社取締役会は、第35回定時総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを導入することを決定いたしました。なお、2007年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の状況」のとおりです。

(2) 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報および時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大規模買付ルール」（その内容については後記(4)をご参照ください。）を定め、かかる大規模買付ルールに従い、大規模買付者に対してルールの遵守を求め、また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および遵守した場合につき一定の対応方針を定め、必要に応じて対抗措置として差別的行使条件を付した新株予約権の無償割当て等の当社の企業価値および株主共同の利益を守るための適切な措置を実施する、というものであります。なお、対抗措置を発動しない場合は、ルールに定める期間経過後に、株主の皆様の判断を仰ぐこととなります。

(3) 対象となる大規模買付行為

本プランでは、以下の(a)または(b)に該当する行為もしくはこれに類似する行為または提案（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合を適用対象とします。ただし、予め当社取締役会が同意した買付けは含まないものとします。なお、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(a) 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20％以上となる買付け等

(b) 当社が発行者である株券等[4]について、買付け等[5]に係る株券等の株券等所有割合[6]および特別関係者[7]の株券等保有割合の合計が20％以上となる買付け等

なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（証券取引法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書ならびにその他証券取引法（同法を承継する法律を含みます。本書において同じとします。）に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

---

[1] 証券取引法第27条の23第１項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

[2] 証券取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

[3] 証券取引法第27条の23第４項に定義されます。この場合においては、当該保有者の共同保有者（証券取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。）の保有株券等の数（同法同条第４項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。本書において同じとします。

[4] 証券取引法第27条の２第１項に定義されます。(b) において同じとします。

[5] 証券取引法第27条の２第１項に定義されます。本書において同じとします。

[6] 証券取引法第27条の２第８項に定義されます。本書において同じとします。

[7] 証券取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(4) 大規模買付ルールの内容

① 大規模買付情報の提供の要求

大規模買付者には、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。取締役会は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報が大規模買付情報として不十分であると当社取締役会が判断した場合には、必要に応じて後記５．(1)の独立委員会に諮問の上、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めて、大規模買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された情報は、適切と判断される時点で、その全部または一部を開示します。

大規模買付者が提供すべき大規模買付情報の項目の一部は以下のとおりであります。

(a) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

(b) 買付けの目的、方法および内容（買付けの対価の価額・種類、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性を含みます。）

(c) 買付けの価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）

(d) 買付けの資金の裏付け（買付けの資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

(e) 買付け後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策および配当政策

(f) 買付け後の当社および当社グループの従業員、労働組合、顧客、取引先、地域社会その他の利害関係者に関する対応方針

(g) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

(h) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令等の遵守に関する事項

(i) その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、意向表明書等の記載を含む、当社取締役会等への一切の情報提供、通知・連絡ならびに交渉は、日本語においてなされるもののみ、正当なものとします。

② 買付内容の評価検討

(イ) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、次の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案作成のための期間（以下「買付行為評価期間」といいます。）として与えられるものとします。従って、大規模買付行為は、買付行為評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合　60日間

(b) その他の大規模買付行為の場合　90日間

買付行為評価期間中、当社取締役会は、必要に応じ外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受け、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(ロ) 独立委員会による検討ならびに当社取締役会への勧告

当社取締役会は、前記(イ)の評価検討と併せて、大規模買付者から大規模買付情報等の提供を受けた後、独立委員会に、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等および対抗措置発動の是非等について諮問します。

独立委員会は、買付行為評価期間内に、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付けの内容等を検討し、後記(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に基づき、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告を行います。

独立委員会は、必要に応じ、買付内容等の検討、取締役会への勧告等に際し、外部専門家の助言を受けることができるものとします。また、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議等を求めた場合には、大規模買付者は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が、買付行為評価期間満了時までに、対抗措置発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者の買付け等の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、買付行為評価期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を速やかに開示します。また、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。

③　当社取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発動について決議するものとします。なお、対抗措置発動の取締役会決議に際しては、事前に監査役の過半数の同意を要するものとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため、会社法その他の法律および当社定款で定められている適切な措置をとることがあり、かかる措置として、後記(6)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、ならびに、対抗措置の発動の適否および具体的な方法については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、例外的に大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値および株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、かかる措置として、後記(6)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。具体的には、次のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうものと判断します。大規模買付行為が次のいずれにも該当しないと認められる場合には、当社は対抗措置を発動しません。なお、対抗措置の発動の適否および具体的な方法については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(a) 株券等を買い占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求するような場合

(b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような場合

(c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用するような場合

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けるような場合

(e) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付けである場合

(f) 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付けである場合

(g) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、従業員、顧客、取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付けである場合

③ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から買付提案の判断の基礎になった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合、大規模買付行為が存しなくなった場合その他対抗措置の発動が相当ではないと判断した場合には、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。かかる対抗措置発動の停止等を行う場合に、株主および投資家の皆様に与える影響については、後記６．⑵をご参照ください。

(6) 対抗措置の概要（新株予約権の無償割当て）

本プランにおける、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、次のとおりであります。

① 割当の対象となる株主および新株予約権の数

新株予約権の無償割当てを行う時に当社取締役会が定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する株式１株につき新株予約権１個の割合で、新株予約権の無償割当てをします。

② 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が定めます。

③ 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株以内で当社取締役会が定める数とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

④ 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当基準日における当社の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）を上限として当社取締役会が定める数とします。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１円以上で当社取締役会が定める額とします。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑦　新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての決議において、取締役会が定める日を初日とし、１ヵ月間から３ヵ月間までの範囲で定める期間とします。

⑧　新株予約権の行使条件

次の(a)ないし(d)に掲げる者（以下「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使できないものとします。

(a)　大規模買付者
(b)　大規模買付者の共同保有者
(c)　大規模買付者の特別関係者
(d)　上記(a)から(c)に該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）

⑨　当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権につき、当社取締役会が定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の取得条件を付けることがあります。かかる場合においては、当該取得がなされた日より後に、新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

４．本プランの有効期間および変更・廃止

本プランは、2007年６月28日開催予定の当社第35回定時株主総会で出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認を頂けた場合にのみ、効力を生じます。同総会でご承認頂けた場合は、本プランの有効期間は、同総会終結の時から2010年３月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの３年間とします。

なお、本プランは、有効期間内であっても、独立委員会の勧告または取締役会自身の判断により当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間内であっても、本プランの変更が必要になった場合には、独立委員会の勧告に従い随時見直しを行い、直近で開催される定時株主総会において、その変更内容につき株主の皆様にお諮りするものとします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および内容（変更の場合）その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

５．本プランの合理性

(1) 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的判断を排除し、手続・判断の公正性・合理性を確保するため、当社は、社外取締役、社外監査役および社外有識者からなる独立委員会を設置します。独立委員会は取締役会の諮問機関として、大規模買付ルールの遵守状況の確認、買付内容等の検討および対抗措置の検討を行い、対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。なお、独立委員会による評価検討に際しては、前記３．(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に基づいて判断するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重します。

独立委員会の委員の人数は、原則３名以上とし、任期は、原則選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとします。（独立委員会規則の概要ならびに当初の各委員の氏名および略歴については、それぞれ別紙１および別紙２をご参照ください。）

(2) 株主意思を尊重するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本プランを導入することとしております。なお、前記４．「本プランの有効期間および変更・廃止」に記載のとおり、本プランの有効期間の満了

前であっても、取締役会の決議により本プランを廃止することが可能です。

(3) 外部専門家の助言

当社取締役会、監査役および独立委員会は、その検討、判断に際して、公正性・合理性をより一層高めるため、必要に応じ会社の費用負担においてファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

(4) 合理的な客観的条件の設定

本プランにおける対抗措置は、前記３．(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的条件に該当した場合のみ発動されるように設定するとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することにしており当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。

(6) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、前記４．「本プランの有効期間および変更・廃止」に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(7) 本プランについての当社の判断

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、対抗措置の概要等を規定するものでありますが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断を可能とするために、大規模買付行為者から情報提供をすること、および、

それに対する当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを定めております。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模買付行為に対しては、対抗措置を講じることがあることを定めております。よって、本プランは、基本方針に沿うものであると考えます。また、前記(1)乃至(6)より、当社は、本プランが、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

6．株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 本プラン導入時に株主の皆様に与える影響

本プラン導入時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

この点、大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、前記３．(5)において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき新株予約権１個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他後記(3)「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」②において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行

使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。ただし、当社は、後記(3)「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」③に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換に当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

① 名義書換手続

新株予約権の無償割当てが決議された場合、別途当社取締役会が決定し公告する割当基準日までに名義書換を完了していただかない限り、新株予約権の無償割当てを受けることができませんので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。

なお、割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使手続

当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式といたします。）その他新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予

約権１個につき、１株以下で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることになります。

③　当社による新株予約権の取得手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換に当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、株主の皆様においては、金銭の払込みを含む前記②に記載の新株予約権の行使手続は不要ですが、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。上記のほか、割当方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以　上

別紙１

独立委員会規則の概要

１．構成

・独立委員会は、企業経営についての高度の見識または高度の専門知識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者で構成するものとし、その人数は原則として３名以上とします。

・独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任します。

２．任期

・独立委員会の委員の任期は、原則として選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないものとします。任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなします。ただし、当社社外取締役または当社社外監査役であった委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合には、独立委員会の委員としての任期も同様に終了するものとします。

３．権限および責任

・独立委員会は、取締役会の諮問に応じ、主として次に掲げる事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。

１　大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断

２　本プランの対象となる大規模買付行為により、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断

３　大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるかどうかの判断

４　買付行為評価期間の延長が必要かどうかの判断

５　対抗措置の発動の要否

６　対抗措置の中止等の要否

７　本プランの廃止または変更の要否

・独立委員会は、上記の事項に加え、取締役会の諮問・要請に応じ、以下に記載される事項等を行うことができます。

１　大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

２　大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討

３　大規模買付者との交渉・協議

４　当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討

・独立委員会は、大規模買付者に対し、提供された大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供するよう求めることができます。また、独立委員会は、大規模買付者から十分な情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠となる資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができます。

・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

・独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができます。

・独立委員会は、企業価値および株主共同の利益の確保と向上の観点から決議その他の事項を行うことを要し、各委員は自己または経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。

・当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動その他の事項に関し、決議を行うものとします。

４．決議

・独立委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての委員が出席し、その過半数をもって行います。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

以　上

別紙２

独立委員会の委員の氏名・略歴

五代　友和（ごだい　ともかず）　1939年10月６日生
　1975年６月　摩耶商事株式会社（現株式会社マヤテック）代表取締役社長
　1992年５月　当社取締役（現任）
　2006年６月　株式会社マヤテック代表取締役会長（現任）

水野　博之（みずの　ひろゆき）　1929年４月20日生
　1990年６月　松下電器産業株式会社副社長
　1994年８月　スタンフォード大学顧問教授
　1998年４月　広島県産業科学技術研究所所長（現任）
　2001年６月　当社取締役（現任）
　2002年６月　株式会社メガチップス取締役（現任）

大沼　昇（おおぬま　のぼる）　1948年１月１日生
　1970年４月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
　1998年４月　同行福岡支店長
　1999年４月　同行理事
　1999年６月　当社常勤監査役（現任）

以　上

別紙３

当社の大株主の状況

2007年３月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財団法人上月スポーツ・教育財団	14,330千株	10.44％
コウヅキホールディング　ビイヴイ	13,530	9.86％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,238	6.73％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,581	6.25％
コウヅキキャピタル株式会社	7,036	5.13％
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	4,963	3.62％
株式会社三井住友銀行	4,135	3.01％
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	3,488	2.54％
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	2,417	1.76％
カリヨン　ディーエムエイ　オーティシー	2,312	1.68％

（注）発行済株式の総数は143,555,786株であります。出資比率は自己株式（6,300千株）を控除して計算しています。

以　上

別紙４

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート

（注）１．上記フローチャートは、本プランに対する理解を容易にすることを目的とした参考資料です。本プランの詳細については本文をご参照ください。

２．対抗措置発動の取締役会決議に際しては、事前の監査役の同意を必要とし、対抗措置不発動の場合は不要とします。

以　上

メ　　モ　　欄

〈株主総会会場ご案内図〉

会場　東京都品川区東品川四丁目10番１号
株式会社コナミスポーツ＆ライフ「アリーナ」

～交通機関～

■京浜急行「青物横丁」駅（特急・急行停車）より徒歩５分

■りんかい線「品川シーサイド」駅（出口Ｂ）より徒歩５分

＊駐車場の用意がございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。